

## 調査票の記入手引

(お願い) 調査票の記入にあたっては、本記入手引を適宜参照してください。  
2020年11月30日(月)までにインターネット又は郵送により御回答ください。

### 注 意 事 項

1. **本調査は全ての企業を調査の対象としており、イノベーションを実現していない企業も対象に含まれます。**
2. 本調査は統計を作成するために使われるもので、報告者に利害関係を生じさせるような目的に使用されることはありません。ありのままの姿を記入してください。
3. 本調査の統計単位は「企業」です。統計単位としての企業には、**親会社、子会社及び関係会社等の企業グループの他社は含まれません。**
4. 貴社名、郵便番号・住所に変更があった場合は、調査票の記入内容を二重線で取り消して訂正してください。
5. 法人番号とは、通称「番号法」(平成25年法律第27号)に基づき、国税庁が対象法人に対して指定・通知する13桁の番号です。法人番号の指定を受けていない場合は、空欄のままとしてください。
6. 調査票に記入する数字は、1, 2, 3のように算用数字を用いてください。
7. 記入すべき金額や数値がない場合は「0」を記入してください。
8. 金額欄は、百万円未満の金額を四捨五入のうえ記入してください。なお、四捨五入しても百万円に満たない場合は「0」と記入してください。
9. 実額や実数等の記入が困難な場合は、推計値を記入しても差し支えありません。
10. 金額欄は、百万円未満の金額を四捨五入のうえ記入してください。なお、四捨五入しても百万円に満たない場合は「0」と記入してください。
11. 「超」、「未満」、「以上」、「以下」の例示は次の通りです。
  - (1) 50%超～100%未満: 50%超は50%を含まず、100%未満も100%を含みません。
  - (2) 20%以上～50%以下: 20%以上は20%を含み、50%以下も50%を含みます。
12. 調査票における「年」は「暦年」を意味します。たとえば、「2019年」は、暦年の「2019年1月1日から12月31日まで」として、回答を記入してください。それが困難な場合は直近の「決算期(会計年度)」の1年間として、回答を記入してください。
13. 調査票送付は1通としています。調査結果や調査に関連する情報の送付、御回答の内容に関して問い合わせをする場合があります。**記入の終わった調査票はコピーを取り、控えとしてお持ちください。**
14. 本調査のお問合せ先(委託先)

株式会社サーベイリサーチセンター「全国イノベーション調査2020年調査」事務局  
住所: 〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目13番5号 KDX 日本橋 313ビル 5階  
電話: 0120-901-844 (フリーダイヤル)  
FAX: 03-6826-5060  
E-mail: jnis2020@surece.co.jp  
受付時間: 10:00～17:30 (土曜、日曜、国民の祝日、振替休日を除く)

## 1. 企業グループの有無

**1 企業グループ<sup>\*1</sup>の有無（2019年末時点）**

**1-1 2019年末の時点で、貴社は企業グループに属していましたか。**  
該当するものを1つ選んで○に✓を付けてください。

日本に本社が所在する企業グループに属していた

外国に本社が所在する企業グループに属していた

いずれの企業グループにも属していない（親会社及び子会社を持たない）

**1-2 企業グループの本社が所在する国（2019年末時点）**  
国名

\*1) 本調査において貴社の「企業グループ」とは、貴社、並びに貴社の親会社及び貴社の子会社からなるグループをいいます。ここで、「親会社」とは「貴社の議決権の過半数を有する他の会社」又は「貴社の経営を支配している他の会社」をいいます。また、「子会社」とは「貴社が議決権の過半数を有している他の会社」又は「貴社が経営を支配している他の会社」をいいます。

### 企業グループ

貴社、並びに貴社の親会社及び貴社の子会社からなるグループをいいます。ここで、「親会社」とは「貴社の議決権の過半数を有する他の会社」又は「貴社の経営を支配している他の会社」をいいます。また、「子会社」とは「貴社が議決権の過半数を有している他の会社」又は「貴社が経営を支配している他の会社」をいいます。

これより先の全ての設問では、**貴社のみ**の活動について（貴社以外の全てのグループ内の他社を除いて）対象としてください。

## 2. 従業者等

**2 従業者等<sup>\*2</sup>**

**2-1 従業者数（年間の平均又は各暦年末時点の数）**

2017年           人

2019年           人

**2-2 2-1の従業者数のうち、「高等教育を受けた者」<sup>\*3</sup>の割合**  
2019年 約   %

**2-3 2-2の「高等教育を受けた者」のうち、「大学院修了者」（博士課程又は修士課程修了者）の割合**  
2019年 約   %

**2-4 2-2の「高等教育を受けた者」のうち、「博士号保持者」（博士課程修了者又はいわゆる論文博士）の割合**  
2019年 約   %

\*2) 「従業者」とは、当該企業に所属して働いている全ての人をいいます。従業者には、他の会社や下請先などの別経営の企業へ派遣している人も含まれます。ただし、当該企業で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の企業から派遣されている人など、当該企業から賞金・給与（現物支給含む）を支給されない人は従業者に含まれません。

\*3) 「高等教育を受けた者」とは、次の学位若しくは称号又は外国で取得した同等の学位のいずれかを有する者として「博士」（大学院博士課程修了者）、「修士」（大学院修士課程修了者）、専門職学位（「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」）及び「修士（専門職）」（法科大学院、教職大学院、及び専門職大学院の課程修了者）、「学士」（大学学部卒業生）、「短期大学士」（短期大学卒業生）、「準学士」（高等専門学校卒業生）並びに「高度専門士」及び「専門士」（修業年限が2年以上で所定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者）。

### 従業者

当該企業に所属して働いている全ての人をいいます。従業者には、他の会社や下請先などの別経営の企業へ派遣している人も含まれます。ただし、当該企業で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の企業から派遣されている人など、当該企業から賞金・給与（現物支給含む）を支給されない人は従業者に含まれません。

### 高等教育を受けた者

次の学位若しくは称号又は外国で取得した同等の学位のいずれかを有する者として「博士」（大学院博士課程修了者）、「修士」（大学院修士課程修了者）、専門職学位（「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」、及び「修士（専門職）」）（法科大学院、教職大学院、及び専門職大学院の課程修了者）、「学士」（大学学部卒業生）、「短期大学士」（短期大学卒業生）、「準学士」（高等専門学校卒業生）並びに「高度専門士」及び「専門士」（修業年限が2年以上で所定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者）。

## 3. 製品・サービスの売上高

**3 製品・サービスの売上高（消費税を除く）<sup>\*4</sup>**

2017年           百万円

2019年           百万円

\*4) 貴社が金融機関の場合は、「経常収益」を記入してください。貴社が保険会社の場合は、「保険料等収入」又は「正味収入保険料」を記入してください。

### 製品・サービスの売上高

貴社が金融機関の場合は、「経常収益」を記入してください。貴社が保険会社の場合は、「保険料等収入」または「正味収入保険料」を記入してください。

## 4. 創業年

**4 創業年（初めて事業を開始した年）<sup>\*5</sup>**

年（西暦）

\*5) 本調査でいう「創業年」とは、貴社が初めて事業を開始した年をいいます。「創業年」の記入が困難な場合は、「設立年」を記入してください。なお、ここでの「設立年」とは、貴社の2019年末時点における法人格が商業・法人登記によって取得された年のことをいいます。一般に、「創業年」と「設立年」は異なる場合があります。

### 創業年

貴社が初めて事業を開始した年をいいます。「創業年」の記入が困難な場合は、「設立年」を記入してください。なお、ここでの「設立年」とは、貴社の2019年末時点における法人格が商業・法人登記によって取得された年のことをいいます。一般に、「創業年」と「設立年」は異なる場合があります。

これより先の設問では、内容に応じて **2017 年から 2019 年までの 3 年間の活動**、**2019 年の 1 年間の状況**又は **新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に係る 2020 年の活動**について記入してください。

## 5. 市場環境

**5-1 市場環境**

**5-1 貴社が製品又はサービスを販売又は提供した国・地域** (2017年から2019年までの3年間)  
[a] から [f] までの国・地域について、該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。

[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]
日本	中国 (台湾を除く)	ASEAN, 韓国, 台湾	北米	EU, EFTA, UK	その他
<input type="checkbox"/>					

**5-2 貴社の製品又はサービスに関連する競合他社の数** (2017年から2019年までの3年間)  
各地域における貴社の製品又はサービスに関連する競合他社の数として、該当するものを1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	0社	1-4社	5-9社	10-14社	15-49社	50社以上
(a) 日本国内	<input type="checkbox"/>					
(b) 外国	<input type="checkbox"/>					

### ASEAN（東南アジア諸国連合）

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10ヶ国を指します。

### 北米

カナダ及びアメリカ合衆国の2ヶ国を指します。

### EU（欧州連合）

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデンの27ヶ国を指します。

### EFTA（欧州自由貿易連合）

スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの4ヶ国を指します。

### UK（連合王国<イギリス>）

**5-3 貴社の製品又はサービスに関する競争環境に影響を与えた要因** (2017年から2019年までの3年間)  
(a) から (h) の要因について、その影響の大きさとして該当するものを1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	影響あり			影響なし
	影響度・高	影響度・中	影響度・小	
(a) 製品・サービスがすぐに陳腐化した	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(b) 将来的な技術発展の予測が難しかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(c) 競合他社の製品・サービスにより代替された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(d) 新規競合他社の参入により自社の市場地位が脅かされた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(e) 競合他社の行動の予測が難しかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(f) 需要の予測が難しかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(g) 国際競争が激しかった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(h) 顧客離れが生じる価格の上昇があった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 陳腐化

既存製品・サービスのデザインや性能などが新たに製品・サービスが導入されることによって旧くなり、経済的な価値が減少することをいいます。

### 国際競争

国内市場や海外市場において、他の国々に本拠地を置く企業と製品・サービスの販売・提供を競い合うことをいいます。

## 6. 戦略と知識流動

**6 戦略と知識流動**

**6-1 貴社が経営成果<sup>※</sup>を得るために採用した戦略** (2017年から2019年までの3年間)  
 (a)から(j)の戦略について、その重要度として該当するものを1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	採用した			採用 しなかった
	重要度・高	重要度・中	重要度・小	
(a) 既存の製品・サービスの改良	○	○	○	○
(b) 新しい製品・サービスの導入	○	○	○	○
(c) 製品・サービスの低価格	○	○	○	○
(d) 製品・サービスの高品質	○	○	○	○
(e) 広範に揃えられた製品群・サービス群	○	○	○	○
(f) 少数の主要製品・サービス	○	○	○	○
(g) 既存顧客の満足度	○	○	○	○
(h) 新規顧客の開拓	○	○	○	○
(i) 標準化された製品・サービス	○	○	○	○
(j) 顧客個別のソリューション(製品・サービス)	○	○	○	○

※「経営成果」とは、企業規模(売上高や雇用)の成長、利益率や資本収益率、マーケット・シェア(市場占有率)等の企業活動がもたらす経営上の成果をいいます。

### 経営成果

企業規模(売上高や雇用)の成長、利益率や資本収益率、マーケット・シェア(市場占有率)等の企業活動がもたらす経営上の成果をいいます。

### 標準化された製品・サービス

生産の効率化、品質の均一化、互換性の確保、利便性の向上等を目的として、形状、性能及び部品等の仕様が統一された製品又はサービスのことをいいます。特定顧客からの特注又はオーダーメイドとは異なります。

### 顧客個別のソリューション(製品・サービス)

特定顧客が求める仕様・要望に基づいて製造又は提供する製品又はサービスのことをいいます。特定顧客以外には需要がない製品又はサービスであるため、標準化された製品・サービスとは異なります。

**6-2 貴社が行った知的財産に関する活動** (2017年から2019年までの3年間)  
 (a)から(k)の活動について、「はい」/「いいえ」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	はい	いいえ
(a) 特許を出願した	○	○
(b) 意匠登録した	○	○
(c) 商標登録した	○	○
(d) 著作権を主張した(制作した著作物について自社の権利として他者に対して明示した)	○	○
(e) 営業秘密を使用した(事業活動に有用な技術上又は営業上の情報について、秘密として管理され公然と知られないようにすることにより自らが法的保護を受けられるようにした)	○	○
(f) 自社の知的財産権(特許権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等)を他者に実施許諾(ライセンスアウト)した	○	○
(g) 自社の知的財産権を他者に売却(又は譲渡)した	○	○
(h) 自社の知的財産権を他者と交換(クロスライセンス、パテントプール形成等)した	○	○
(i) 民間企業又は個人から知的財産権を購入した又は実施許諾を受けた(ライセンスイン)	○	○
(j) 大学・他の高等教育機関から知的財産権を購入した又は実施許諾を受けた(ライセンスイン)	○	○
(k) 公的研究機関から知的財産権を購入した又は実施許諾を受けた(ライセンスイン)	○	○

### 著作物

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のためになんら手続を必要としません。「著作物」としては、例えば、言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物、地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、コンピュータ・プログラムの著作物、創作性を有するデータベースの著作物などが含まれます。よって、例えば、自社が権利を有することを他者に対して明示する著作物として、これに該当する自社の著作物であるプロダクトがある場合はもとより、自社の事業や自社のプロダクトについて紹介する出版物やインターネット上のサイトについて、著作権法による保護を受けるべき著作物であると主張している場合にも、「著作権を主張した」には該当することとなります。また、著作権登録制度により、著作物(プログラムの著作物を除く。)及びプログラムの著作物の登録を対象期間中に行った場合にも、「著作権を主張した」に該当することとなります。

### 営業秘密

本調査でいう「営業秘密」とは、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条における定義と同じであって、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいいます。なお、「営業秘密」として法的保護されるためには、秘密管理性(自社の秘密管理意思が秘密管理措置により従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保されていること)、有用性(秘密管理されるものが、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること;なお、必ずしも現実に事業活動において利用されていなくても構わない)、非公知性(公然とは知られておらず、情報保有者の管理下以外では一般には入手できないこと)という3要件をすべて満たすことが必要です。

### 知的財産権

「知的財産権」には、特許権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密のほか、実用新案権、回路配置利用権、育成者権、地理的表示(GI)なども含まれます。

**6-3 貴社が知識を獲得するために利用した情報伝達経路**（2017年から2019年までの3年間）  
 (a)から(h)の情報伝達経路について、その重要度として該当するものを1つずつ選んで○を付けてください。

	利用した			利用 しなかった
	重要度・高	重要度・中	重要度・小	
(a) 大規模会議（コンファレンス）、見本市、展示会	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(b) 科学誌・技術誌、業界出版物（経済誌、業界紙を含む）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(c) 専門職団体、業界団体	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(d) 公開特許	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(e) 標準規格に関する文書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(f) ソーシャル・ネットワーク、ウェブベース・プラットフォーム、クラウド・ソーシング	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(g) オープン・プラットフォーム、オープン・ソース・ソフトウェア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(h) リバース・エンジニアリング	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

### 標準規格

標準化機関等において合意形成され、一般に公開された技術情報のことをいいます。例えば、国際標準化機構 (ISO) 等が策定する国際規格や、工業標準化法に基づく日本工業規格 (JIS) などの国家規格、アイ・トリプル・イー (IEEE) 等が策定する学会規格などがこれに該当します。

### ソーシャル・ネットワーク、ウェブベース・プラットフォーム、クラウド・ソーシング

ユーザがメッセージや画像等を投稿することによって他者と意思疎通し合うための専用ウェブサイトやアプリケーション、また、インターネットを介して有償又は無償で多数の人々に協力を求めることにより、情報を獲得したり、タスクやプロジェクトに活用したりするためのシステムや方法のことをいいます。

### オープン・プラットフォーム、オープン・ソース・ソフトウェア

広く一般に公開されているハードウェアやソフトウェアの基本を構成する技術仕様やプログラムのソースコード等、また、オリジナルのソースコードが自由に利用可能であり、その再配布や変更等が可能なソフトウェアのことをいいます。例えば、Android OS や Linux などがこれに該当します。

### リバース・エンジニアリング（分解工学）

技術的・商業的に先行した製品を分解し、その構成要素の構造、素材、性能、メカニズムを理解して複製又は改良し、調整して、組み立て直すことによって技術を取得することをいいます。

**6-4 貴社が利用したデジタル化の状況**（2017年から2019年までの3年間）  
 [a]から[e]のデジタル化について、貴社が利用した目的に該当するものを全て選んで○を付けてください。ただし、該当するものがない場合は、「利用しなかった」にのみ○を付けてください。

利用目的	利用した					利用 しなかった
	既存の製品・サービスの改良	新しい製品・サービスの導入	業務の自動化又はコスト削減	データ分析・収集又は意思決定支援	その他	
[a] インターネット・オブ・シングス (IoT)	<input type="checkbox"/>					
[b] クラウド・コンピューティング・サービス	<input type="checkbox"/>					
[c] ビッグデータ分析	<input type="checkbox"/>					
[d] 機械学習（人工知能：AI）	<input type="checkbox"/>					
[e] 3D プリンティング	<input type="checkbox"/>					

### インターネット・オブ・シングス (IoT)

「スマート・デバイス」又は「スマート・システム」と呼ばれる、インターネットに接続され相互に通信可能な機器又はシステムのことをいいます。これらの機器又はシステムは、データを収集・交換するだけでなく、コンピュータやスマートフォンなどの端末を介して、インターネット上で自動認識したり遠隔制御したりすることを可能にします。インターネット・オブ・シングスを構成要素に含む製品の例としては、(i) スマート温湿度計、スマート照明、スマート電力量計 (ii) RFID システム（近距離無線通信を用いて IC タグを取り付けた製品等を識別・管理するシステム）(iii) センサ技術を活用した車両・設備等の位置情報追跡又は保守点検システム、などが挙げられます。

### クラウド・コンピューティング・サービス

インターネット上でソフトウェア、演算能力、記憶容量等にアクセスして利用する ICT サービスのことをいいます。クラウド・コンピューティング・サービスは、その形態として、SaaS（サーズ：ソフトウェアをインターネット上で利用するサービス；例えば、Dropbox、Gmail、Office 365、Salesforce、サイボウズなど）、PaaS（パース：ソフトウェアを実行するためのプラットフォーム（データベース、プログラミング環境等）をインターネット上で利用するサービス；例えば、AWS Elastic Beanstalk、Heroku、Google App Engine、Microsoft Azure など）、IaaS（イアース：ハードウェア（サーバ、ストレージ、ネットワーク）をインターネット上で利用するサービス；例えば、Amazon Elastic Compute Cloud、Google Compute Engine など）、に分類されることがあります。

### ビッグデータ分析

自社内外のデータソースから収集したビッグデータを分析するために、技術、手法、又はソフトウェアを利用することをいいます。ここで、ビッグデータとは、インターネットなどのネットワークを通じて収集される、膨大でさまざまな種類及び形式で生成されるデータのことをいいます。

### 機械学習（人工知能：AI）

コンピュータが経験（データ）から知識を獲得して、予測、分類、クラスタリング、グループ化等のタスクを自動的に実行できるようにする技術や手法のことをいいます。機械学習は大きく分けて、正解データ（入力と出力（正解）の対の集まり）が与えられる「教師あり学習」と、事例データ（単なる入力事例の集まり）が与えられるだけの「教師なし学習」があります。また、正解データの代わりに報酬（スコア）で学習の手がかりを与える「強化学習」といった手法も機械学習に含まれます。なお、機械学習は、人工知能 (AI) の一分野として考えられます。

### 3D プリンティング

3D プリンタを使用してデジタル・データから3次元の物体を成型することをいいます。3D プリンティングは、一般的に、合成樹脂を層状に積み重ねて立体形成する方法をあらわし、積層造形法 (ALM) と呼ばれることがあります。

## 7. 新しい又は改善した製品又はサービス

7-1 [x] の (a) か (b) のいずれかでも「有り」が該当する場合、7-2 を回答してください。

<b>7-1 新しい又は改善した製品又はサービス</b> <b>7-1-1 貴社が市場に導入した新しい又は改善した製品又はサービスの有無</b> <sup>7)</sup> (2017年から2019年までの3年間及びCOVID-19への対応に係る2020年) (a)及び(b)について、「有り」/「無し」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。		<b>7-1-2</b> 7-1 [x] の (a) か (b) のいずれかでも「有り」が該当する場合、7-2 を回答してください。最も重要な新しい又は改善した製品又はサービス (2017年から2019年までの3年間) 7-1 [x] の (a) 又は (b) で「有り」と回答された製品又はサービスについて、貴社において最も重要なものは何ですか。1つを選び、簡単に説明ください。	
<small>7)</small> 本調査における「新しい又は改善した製品 (サービス)」とは、新しい又は改善した製品 (サービス) であって、貴社の以前の製品 (サービス) とは <b>かなり異なる</b> 、かつ市場に導入されているものをいいます。また、これは <b>貴社にとって新しい製品 (サービス)</b> を指し、他社が既に市場に導入している製品 (サービス) と同様のもを貴社が導入した場合も、それが貴社の以前の製品 (サービス) とかなり異なっていれば、「新しい又は改善した製品 (サービス)」に該当します。	[x] 2017年から2019年までの3年間に 有り      無し	[y] 2020年において新型コロナウイルス感染症に対応するための 有り      無し	_____ _____ _____
(a) 市場に導入した新しい又は改善した製品 (デジタル製品を含む) (b) 市場に導入した新しい又は改善したサービス (デジタル・サービスを含む)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	_____ _____ _____

### 新しい又は改善した製品又はサービス

貴社がすでに市場に導入した既存の製品 (サービス) とはかなり異なる製品 (サービス) のことをいいます。また、これは貴社にとって新しい製品 (サービス) を指し、他社が既に市場に導入している製品 (サービス) を貴社が導入した場合も、それが貴社にとって新規性があれば、「新しい又は改善した製品 (サービス)」に該当します。なお、「新しい又は改善した製品」には、製品の外見のかなりの変更も含まれます。ただし、新しい製品の単純な転売や製品の見た目上の軽微な (色彩や形状等の) 変更、定期的・季節的な変更、ルーチン化された変更や更新は含みません。プロダクトの新規性については、1つ以上の特徴又は性能仕様にかんがり改善がある必要があります。これには、新しい機能の追加や、既存の機能あるいはユーザの有用性の改善が含まれます。関連する機能上の特徴には、品質、技術仕様、信頼性、耐久性、使用期間中の経済的効率、手頃な価格による提供、利便性、有用性 (ユーザビリティ)、使い勝手の良さ (ユーザ・フレンドリネス) が含まれます。

### デジタル製品、デジタル・サービス

「デジタル製品」とは、インターネット等を通じて提供される電子媒体の製品 (電子媒体自体がユーザに利用されるもの) のことをいいます。また、「デジタル・サービス」とは、インターネット等を通じて提供される電子媒体のサービス (電子媒体上のサービス (オンライン・サービス (いわゆるアプリを通じたサービスも含まれる)) がユーザに利用されるもの) のことをいいます。

### 新型コロナウイルス感染症に対応するための新しい又は改善した製品又はサービス

(2020年における) 「新しい又は改善した製品又はサービス」(説明は前々項をご参照ください。) のうち、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対応するためのもの」のことをいいます。

7-1 [x] の (a) か (b) のいずれかでも「有り」が該当する場合、7-3 及び 7-4 を回答してください。

<b>7-1 [x] の (a) か (b) のいずれかでも「有り」が該当する場合、7-3 及び 7-4 を回答してください。</b>		<b>7-3 新しい又は改善した製品又はサービスの新規性と売上高</b> (2019年における1年間) 7-1 [x] の (a) 又は (b) で「有り」と回答された製品又はサービス全てについて、次の (x) 及び (y) に該当するものを全て選んで□に✓を付けた上で、2019年の総売上高に占める割合をそれぞれ記入してください。		<b>7-4 新しい又は改善した製品又はサービスを開発した組織</b> (2017年から2019年までの3年間) 7-1 [x] の (a) 又は (b) で「有り」と回答された製品又はサービスを開発した組織について、[a] から [d] の該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。	
(x) 以前に <b>いかなる競合他社も提供し</b> ことがない 貴社が市場に導入した新しい又は改善した製品・サービス	<input type="checkbox"/>	該当あり <small>(2017年から2019年までの3年間)</small>	売上 (収入) 金額の割合 <small>(2019年における1年間)</small>	<input type="checkbox"/>	[a] 自社のみで開発した
(y) <b>既に競合他社が提供している製品・サービスと同一又はよく類似した</b> 貴社が市場に導入した新しい又は改善した製品・サービス	<input type="checkbox"/>	(z)=100-[(x)+(y)]	<input type="text"/> %	<input type="checkbox"/>	[b] 貴社が <b>他社や他の機関</b> <sup>*8)</sup> と共同で開発した
(z) 上記 (x) と (y) 以外の貴社による <b>その他の製品・サービス</b> 全て (変更がなかったもの、僅かに変更されたもの、他社から購入して転売したもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="checkbox"/>	[c] 他社や他の機関が元は開発したものを <b>自社で転用・修正</b> した
2019年の総売上高	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="checkbox"/>	[d] <b>他社や他の機関が開発</b> した

\*8) 「他社や他の機関」には、他の独立した企業だけでなく、貴社企業グループ内の他社(子会社、企業グループを統括する企業等)、大学、公的研究機関、非営利団体などを含みます。

### 他社や他の機関

他の独立した企業だけでなく、貴社企業グループ内の他社 (子会社、企業グループを統括する企業)、大学、公的研究機関、非営利団体などを含みます。

## 8. 新しい又は改善したビジネス・プロセス

8-1 [x] の (a) から (g) までのいずれかでも「有り」が該当する場合、8-2 を回答してください。

8-1 新しい又は改善したビジネス・プロセス		8-1 [x] の (a) から (g) までのいずれかでも「有り」が該当する場合、8-2 を回答してください。		
8-1 貴社が自社内に導入した新しい又は改善したビジネス・プロセスの有無 <sup>*9)</sup> (2017年から2019年までの3年間及びCOVID-19への対応に係る2020年(a)から(g)のビジネス・プロセスについて、「有り」/「無し」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。)		8-2 新しい又は改善したビジネス・プロセスを開発した組織 (2017年から2019年までの3年間) 8-1 [x] の (a) から (g) で「有り」と回答されたビジネス・プロセスについて、[a] から [d] の該当するものを全て選んで○に✓を付けてください。		
	[x] 2017年から2019年までの3年間に		[y] 2020年において新型コロナウイルス感染症に対応するための	
	有り	無し	有り	無し
(a) 自社内に導入した新しい又は改善した製品の生産方法又はサービスの提供方法 (製品・サービスの開発方法を含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(b) 自社内に導入した新しい又は改善した製品・サービスのロジスティクス、配送方法、又は流通方法	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(c) 自社内に導入した新しい又は改善した情報処理又は情報伝達に関する方法	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(d) 自社内に導入した新しい又は改善した会計又は他の管理業務に関する方法	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(e) 自社内に導入した新しい又は改善した業務手順又は社外との関係を組織化するための業務慣行	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(f) 自社内に導入した新しい又は改善した職務責任、意思決定又は人材マネジメントを組織化するための方法	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(g) 自社内に導入した新しい又は改善した販売促進、価格設定、プロダクト・プレースメント又は販売後サービス (アフターサービス) に関するマーケティング方法	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

  

[a] 自社のみで開発した	<input type="checkbox"/>
[b] 自社が他社や他の機関 <sup>*10)</sup> と共同で開発した	<input type="checkbox"/>
[c] 他社や他の機関が元は開発したものを自社で転用・修正した	<input type="checkbox"/>
[d] 他社や他の機関が開発した	<input type="checkbox"/>

\*9) 本調査における「新しい又は改善したビジネス・プロセス」とは、1つ以上のビジネス機能についての新しいビジネス・プロセスであって、貴社の以前のビジネス・プロセスとはかなり異なり、貴社内において利用に付されているものをいいます。また、これは貴社にとって新しいビジネス・プロセスを指し、他社が既に導入しているビジネス・プロセスと同様のものを貴社が導入した場合も、それが貴社の以前のビジネス・プロセスとかなり異なっていれば、「新しい又は改善したビジネス・プロセス」に該当します。

\*10) 「他社や他の機関」には、他の独立した企業だけでなく、貴社企業グループ内の他社 (子会社、企業グループを統括する企業等)、大学、公的研究機関、非営利団体などを含みます。

### 新しい又は改善したビジネス・プロセス

1つ以上のビジネス機能についての新しいビジネス・プロセスであって、貴社の以前のビジネス・プロセスとはかなり異なり、貴社内において利用に付されているものをいいます。また、これは貴社にとって新しいビジネス・プロセスを指し、他社が既に導入しているビジネス・プロセスと同様のものを貴社が導入した場合も、それが貴社の以前のビジネス・プロセスとかなり異なっていれば、「新しい又は改善したビジネス・プロセス」に該当します。

### 新型コロナウイルス感染症に対応するための新しい又は改善したビジネス・プロセス

(2020年における)「新しい又は改善したビジネス・プロセス」(説明は前項を参照ください。)のうち、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対応するためのもの」のことをいいます。

### 他社や他の機関

他の独立した企業だけでなく、貴社企業グループ内の他社 (子会社、企業グループを統括する企業)、大学、公的研究機関、非営利団体などを含みます。

## 9. 「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入 (7-1) [x] 又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入 (8-1) [x] の実現に向けて実行した活動 (イノベーション活動)

9-1(g) 「研究開発活動を実行した」の回答が「はい」である場合は、(g-1) 及び (g-2) にも回答してください。

9 「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入 (7-1) [x] 又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入 (8-1) [x] の実現に向けて実行した活動 (イノベーション活動)	
9-1 貴社が新しい又は改善した製品又はサービスの導入 (7-1) [x] 又は新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入 (8-1) [x] の実現に向けて実行した活動(以下、「イノベーション活動」といいます。)の内容(2017年から2019年までの3年間)(a)から(g)について、「はい」/「いいえ」から上2つを2選んで○にノを付けてください。また、(g)の回答が「はい」である場合は、(g-1)及び(g-2)にも回答してください。	
	はい <span style="margin-left: 100px;">いいえ</span>
(a) エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動(製品・サービスの形状・外見・使い勝手の変更など)を実行した	○ <span style="margin-left: 100px;">○</span>
(b) マーケティング又はブランド・エクイティ活動(製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝・広告など)を実行した	○ <span style="margin-left: 100px;">○</span>
(c) 知的財産関連活動を実行した	○ <span style="margin-left: 100px;">○</span>
(d) 従業員への教育訓練活動を実行した	○ <span style="margin-left: 100px;">○</span>
(e) ソフトウェア開発又はデータベース活動を実行した	○ <span style="margin-left: 100px;">○</span>
(f) 建物、機器、機械又はその他の有形資産を取得した又はリースした	○ <span style="margin-left: 100px;">○</span>
(g) 研究開発活動(自社内実行、社外研究開発支出のいずれも含む)を実行した	○ <span style="margin-left: 100px;">○</span>

  

(g-1) 自社内において研究開発を実行した	○	はい	2019年の支出額					いいえ	
			千	百	十	千	百	万	
			円	円	円	円	円	円	百万円
(g-2) 社外(自社企業グループ内の他社もこの「社外」を含む)に委託した研究開発があった	○		千	百	十	千	百	万	百万円
			円	円	円	円	円	円	百万円

### エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動

本調査でいう「エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動」とは、研究開発に密接に関係した試験的及び創造的活動のことをいいます。これらの活動は、研究開発に関する追加的又は補助的活動、又は研究開発とは独立して実行されることがあります。エンジニアリングとは、生産、並びに品質管理の手順、方法及び標準に関係しています。例えば、製品、サービス、プロセス又はシステムに関する技術仕様の立案、検査、評価、配置、試作、又は機器の設置、機械の設備、検査、試運転、使用実演(デモンストレーション)、及び既存の製品又はプロセス機器から知識やデザイン情報を抽出するための活動(リバース・エンジニアリング)などが該当します。また、デザインには、製品、サービス又はプロセスに関する新しい又は修正された機能、形状又は外観を開発するための広範囲の活動を含みます。さらに、他の創造的業務活動には、観念化(新しいアイデアを生み出すための創造的なプロセス)、イノベーションに関する概念の開発、及びプロダクト又はビジネス・プロセス・イノベーション活動の一環としての組織上の変化に関係する活動などを含みます。

これらのうち、「イノベーション活動としてのエンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動」については、以下のとおりとなります。まず、軽微なデザイン上の変化を除いては、たいていのデザイン又は他の創造的業務活動は、イノベーション活動となります。他方、日々の生産や既存プロセスに対する品質管理手順のような多くのエンジニアリングは活動は、イノベーション活動となりません。リバース・エンジニアリングや、新しい生産プロセス、サービス、又は配送方法の導入等の場合に、イノベーション活動となることがあります。

### マーケティング又はブランド・エクイティ活動

本調査でいう「マーケティング又はブランド・エクイティ活動」とは、市場調査、市場検査、価格設定、プロダクト・プレイスメント(映画やTVドラマなどのコンテンツにおいて、製品や商標(ロゴ)などを背景として表示させる広告宣伝方法)及びプロダクトの販売促進を含みます。ただし、販売や流通の活動は、マーケティング又はブランド・エクイティ活動には含まれません。

これらのうち、「イノベーション活動としてのマーケティング又はブランド・エクイティ活動」については、以下のとおりとなります。新しい又は改善したプロダクトのためのマーケティング又はブランド・エクイティ活動は、イノベーション活動となります。他方、既存のプロダクトのためのマーケティング活動は、そのマーケティングの実践自体がイノベーションである場合のみ、イノベーション活動となります。

### 知的財産関連活動

本調査でいう「知的財産関連活動」とは、研究開発、ソフトウェア開発、並びにエンジニアリング、デザイン、及び他の創造的活動を通じて創造された知識の保護又は活用を含みます。例えば、自社の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、地理的表示(GI)、営業秘密など)の出願、登録、立証、管理、交換、実施許諾(ライセンスアウト)、売買及び権利行使のために行う全ての管理及び法的業務、他の組織からの知的財産権の獲得(例えば、ライセンスイン、企業買収)並びに第三者への自社の知的財産権の売却を含みます。

これらのうち、「イノベーション活動としての知的財産関連活動」については、以下のとおりとなります。調査対象期間内に展開された、考案、発明、及び新しい又は改善したプロダクト又はビジネス・プロセスに関する知的財産関連活動は、イノベーション活動となります。他方、調査対象期間より前になされた発明や、調査対象期間より前から存在しているプロダクト又はビジネス・プロセスに関する知的財産関連活動は、イノベーション活動となりません。

### ソフトウェア開発又はデータベース活動

本調査でいう「ソフトウェア開発又はデータベース活動」には、次の3つを含みます。(a)ソフトウェア、プログラム記述(コード)、及びシステム及び応用ソフトウェア(標準ソフトウェア・パッケージ、特注のソフトウェア・ソリューション及び製品又は機器に内蔵されたソフトウェアを含む)に関するサポート資料の社内開発及び購入、(b)自社のデータベースに記録されたデータ、及び公開資料又はインターネットから取得したデータの収集及び分析を含む)コンピュータ・データベース及び他の電磁的情報の獲得、社内開発、及び分析、(c)(コンピュータ・プログラム及びデータベースを含む)ITシステムの機能のアップグレード又は拡張のための活動。また、「ソフトウェア開発又はデータベース活動」には、イノベーションとは無関係な活動(例えば、既存ソフトウェアのマイナー・アップグレード、会計や他のビジネス機能のためのデータベースの購入及び分析など)を含みます。

これらのうち、「イノベーション活動としてのソフトウェア開発又はデータベース活動」については、以下のとおりとなります。ソフトウェア開発は、新しい又は改善したビジネス・プロセス又はプロダクトを開発するために用いられた場合に、イノベーション活動となります。データベース活動は、イノベーションのために用いられた場合に、イノベーション活動となります。

### 研究開発

本調査でいう「研究開発」とは、総務省統計局が実施する「科学技術研究調査」における「研究」と同様の概念であって、事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探究のことをいいます。この定義に該当すれば、自然科学分野の研究に限らず、人文・社会科学分野の研究も該当します。また、研究開発には、学術的な研究のみならず、製品開発に関する活動(プロトタイプ、パイロット・プラント、インダストリアル・デザイン、インダストリアル・エンジニアリング、試行生産)、既存製品の改良及び生産・生産工程の開発や改良に関する活動も含みます。ただし、営業や管理を目的とした活動は、本調査では研究開発に含まれません。

なお、ソフトウェア開発については、自社利用目的、市場販売目的及び受注開発を問わず、「科学・技術の発展に寄与する可能性のあるもの」は研究開発に含まれます。ただし、受注開発による場合、新たなソフトウェアの開発や既存のソフトウェアの著しい改良・機能強化等は研究開発に含まれますが、定型の開発等(例えば、大幅な変更・修正が伴わないもの、既存システムの欠陥の発見と除去、システム運用管理、ユーザ・サポートなど)は本調査でいう研究開発には含まれません。

### 自社内における研究開発

資金の支出元(自己資金又は外部受入資金)に関わらず、自社内で実行した研究開発のことをいいます。また、その支出額は、人件費、原材料、有形固定資産の購入費、無形固定資産の購入費、リース料及びその他の経費の合計をいいます。「社外に委託した研究開発」は、自社内における研究開発には含まれません。

### 社外に委託した研究開発

外部委託により自社外で実行された研究開発のことをいいます。また、その支出額は委託費や賦課金等の名目を問わず、自社外へ研究費として支出した金額の合計をいいます。

**9-2 「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入につながらなかったイノベーション活動の有無** (2017年から2019年までの3年間)  
(a) から (c) について、「はい」/「いいえ」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	はい	いいえ
(a) 2019年未時点で継続中の活動 <sup>*11</sup> があった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(b) 中止又は中断した活動 <sup>*12</sup> があった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(c) 完了済みの活動 <sup>*13</sup> があった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

\*11 「継続中の活動」とは、2019年未時点で完了しなかったが、2020年に継続して実行されているイノベーション活動を指します。  
\*12 「中止又は中断した活動」とは、事後に活動を再開する計画がない(中止)又はそのような計画がある(中断)かのいずれかにより継続されなかったイノベーション活動を指します。  
\*13 「完了済みの活動」とは、2019年未時点で活動自体は完了したが、2019年未までに「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入(7-1)[x]又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入(8-1)[x]につながらなかったイノベーション活動を指します。

**継続中の活動**

2019年未時点で完了しなかったが、2020年に継続して実行されているイノベーション活動を指します。

**中止又は中断した活動**

事後に活動を再開する計画がない(中止)又はそのような計画がある(中断)かに関わらず、継続されなかったイノベーション活動を指します。

**完了済みの活動**

2019年未時点で活動自体は完了したが、2019年未までに「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入(7-1)[x]又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入(8-1)[x]につながらなかったイノベーション活動を指します。

**9-1 及び 9-2 のいずれかでも「はい」が該当する場合は、9-3 及び 9-4 を回答してください。すべて「いいえ」が該当する場合は、10-1 に進んでください。**

**9-3 貴社がイノベーション活動のために受給した公的財政支援の有無** (2017年から2019年までの3年間)  
(a) から (c) について、「はい」/「いいえ」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	はい	いいえ
(a) 地方公共団体 <sup>*11</sup> による財政支援 <sup>*12</sup> を受給した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(b) 国(政府、行政機関、独立行政法人等) <sup>*13</sup> による財政支援を受給した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(c) 国又は地方公共団体による税額控除を利用した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

\*11 ここでの「地方公共団体」には都道府県、市区町村のほか、これらの地方公共団体が設立して公的資金に基づいて運営されている機関も含まれます。  
\*12 ここでの「財政支援」は、助成金、補助金、補助金付き融資(貸付)、及び融資保証(損失補償契約)が含まれます。他方、公的部門の機関との契約に基づく活動に対する支払いは除かれます。  
\*13 ここでの「国(政府、行政機関、独立行政法人等)」には、府省庁、科学技術振興機構(JST)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、情報通信研究機構(NICT)等の独立行政法人のほか、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫といった機関も含まれます。

**地方公共団体**

ここでの「地方公共団体」には都道府県、市区町村のほか、これらの地方公共団体が設立して公的資金に基づいて運営されている機関も含まれます。

**財政支援**

ここでの「財政支援」は、助成金、補助金、補助金付き融資(貸付)、及び融資保証(損失補償契約)が含まれます。他方、公的部門の機関との契約に基づく活動に対する支払いは除かれます。

**国(政府、行政機関、独立行政法人等)**

ここでの「国(政府、行政機関、独立行政法人等)」には、府省庁、科学技術振興機構(JST)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、情報通信研究機構(NICT)等の独立行政法人のほか、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫といった機関も含まれます。

**税額控除**

課税所得金額等から算出された法人税額から、一定の金額を控除することをいいます。  
「イノベーション活動のための税額控除」の制度としては、例えば、試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、及び繰越税額控除限度超過等の繰越控除制度、並びに、とくに、「**新しい又は改善した製品又はサービスの導入**」及び「**新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入**」の実現に向けて実行した活動(イノベーション活動)に関わる、中小企業投資促進税制(特別償却又は税額控除)、中小企業経営強化税制(特別償却又は税額控除)、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(特別償却又は税額控除)、地域未来設備投資促進税制(特別償却又は税額控除)、革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除、などが該当します。

**9-4 の(a) か (b) のいずれかでも「はい」が該当する場合は、9-5 を回答してください。**

**9-4 貴社がイノベーション活動のために他社や他の組織と行った協力の有無** (2017年から2019年までの3年間)  
(a) 及び (b) について、「はい」/「いいえ」から1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	はい	いいえ
(a) 研究開発活動(9-1(g))を協力して実行した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(b) 研究開発活動を除く他のイノベーションのための活動(9-1(a)-(f))を協力して実行した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

9-4の(a)か(b)のいずれかでも「はい」が該当する場合は、9-5を回答してください。

**9-5 協力相手の種類と所在国・地域** (2017年から2019年までの3年間)  
9-4の(a)又は(b)で「はい」が該当した活動に関して、具体的な協力相手の種類とその協力相手が存在する国・地域について、該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。

	日本	中国 (台湾を除く)	ASEAN (韓国、台湾)	北米	EU, EFTA, UK	その他
[a] 自社企業グループ内の他社	<input type="checkbox"/>					
[b] 自社企業グループ外の他社	<input type="checkbox"/>					
[c] コンサルタント、営利試験所、民間研究機関	<input type="checkbox"/>					
[d] 設備・原材料・部品・ソフトウェアのサプライヤー	<input type="checkbox"/>					
[e] 民間企業であるクライアント・顧客	<input type="checkbox"/>					
[f] 競合他社	<input type="checkbox"/>					
[g] 上記以外の民間企業	<input type="checkbox"/>					
[h] 大学・他の高等教育機関	<input type="checkbox"/>					
[i] 政府・公的研究機関(国立研究開発法人、公設試験研究機関等；クライアント・顧客である場合を除く)	<input type="checkbox"/>					
[j] 公共部門のクライアント・顧客	<input type="checkbox"/>					
[k] 民間非営利団体	<input type="checkbox"/>					

**研究開発活動を除く他のイノベーションのための活動**

9-1(a)-(f)で設問された、「新しい又は改善した製品又はサービス」の導入又は「新しい又は改善したビジネス・プロセス」の導入の実現のために実行した活動のことをいいます。活動の内容としては、具体的に、(a) エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動(製品・サービスの形状・外見・使い勝手の変更など)、(b) マーケティング及びブランド・エクイティ活動(製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝・広告など)、(c) 知的財産関連活動、(d) 従業員への教育訓練活動、及び(e) ソフトウェア開発又はデータベース活動、並びに(f) 建物、機器、機械又はその他の有形資産の取得又はリースが該当します。

## 10. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) がイノベーション活動に与えた効果・影響

**10** 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) がイノベーション活動に与えた効果・影響

**10-1** 新型コロナウイルス感染症が貴社のイノベーション活動に与えた効果・影響 (2020年における1年間)  
 [a] 及び [b] について、該当するものを全て選んで□に✓を付けてください。ただし、該当するものがない場合は、「効果・影響がなかった」にのみ✓を付けてください。

	効果・影響があった			効果・影響がなかった
	促進した	阻害した		
[a] 研究開発活動 (9-1(g)) への効果・影響	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[b] 研究開発活動を除く他のイノベーションのための活動 (9-1 (a)-(f)) への効果・影響	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 研究開発活動を除く他のイノベーションのための活動

9-1(a)-(f) で設問された、「**新しい又は改善した製品又はサービス**」の導入又は「**新しい又は改善したビジネス・プロセス**」の導入の実現のために実行した活動のことをいいます。活動の内容としては、具体的には、(a) エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動 (製品・サービスの形状・外見・使い勝手の変更など)、(b) マーケティング及びブランド・エクイティ活動 (製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝・広告など)、(c) 知的財産関連活動、(d) 従業員への教育訓練活動、及び (e) ソフトウェア開発又はデータベース活動、並びに (f) 建物、機器、機械又はその他の有形資産の取得又はリースが該当します。

## 11. イノベーション活動の阻害要因

**11** イノベーション活動の阻害要因

**11-1** 貴社においてイノベーション活動を開始しようとする意思決定を阻害した要因、又は実際にイノベーション活動の実行を阻害した要因 (2017年から2019年までの3年間)  
 (a) から (j) について、該当するものを1つずつ選んで○に✓を付けてください。

	阻害された			阻害されなかった
	影響度・高	影響度・中	影響度・小	
(a) 自己資金の不足	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(b) 金融機関や投資家による融資・投資の不足	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(c) 助成金・補助金の獲得の困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(d) イノベーション活動に係る高すぎるコスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(e) 自社内における能力のある従業員の不足	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(f) 他社や他の機関等の協力相手の不足	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(g) 社外にある知識を利用する権利・機会の不足	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(h) 自社のアイデアに対する需要の不確実性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(i) 市場における過度に激烈な競争	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(j) 自社内における異なる異なる優先事項 (イノベーション活動よりも他に優先すべきことがあった)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 用語の解説

### イノベーション

イノベーションとは、新しい又は改善されたプロダクト又はプロセス（又はその組合せ）であって、当該単位の以前のプロダクト又はプロセスとはかなり異なり、かつ潜在的利用者に対して利用可能とされているもの（プロダクト）又は当該単位により利用に付されているもの（プロセス）を意味します。特に、企業部門を対象としたイノベーションのことを「ビジネス・イノベーション」といいます。

### ビジネス・イノベーション

ビジネス・イノベーションとは、新しい又は改善されたプロダクト又はビジネス・プロセス（又はその組合せ）であって、当該企業の以前のプロダクト又はビジネス・プロセスとはかなり異なり、かつ市場に導入されているもの又は当該企業内において利用に付されているものを意味します。ビジネス・イノベーションは、プロダクト・イノベーションとビジネス・プロセス・イノベーションの2つの類型から構成されます。

### プロダクト・イノベーション

プロダクト・イノベーションとは、新しい又は改善された製品又はサービスであって、当該企業の以前の製品又はサービスとはかなり異なり、かつ市場に導入されているものを意味します。

### ビジネス・プロセス・イノベーション

ビジネス・プロセス・イノベーションとは、1つ以上のビジネス機能についての新しい又は改善されたビジネス・プロセスであって、当該企業の以前のビジネス・プロセスとはかなり異なり、かつ当該企業内において利用に付されているものを意味します。

### イノベーション活動

イノベーション活動とは、企業によって着手された、当該企業にとってのイノベーションに帰着することが意図されている、あらゆる開発上、財務上、及び商業上の活動を含むものを意味します。イノベーション活動は、イノベーションに帰着される、継続する、延期される又は中止されることがあります。本調査では、イノベーション活動の例示として、「新しい又は改善した製品又はサービスの導入」又は「新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入」の実現のために、エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動（製品・サービスの形状・外見・使い勝手の変更など）を実行すること、マーケティング又はブランド・エクイティ活動（製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝・広告など）を実行すること、知的財産関連活動を実行すること、従業員への教育訓練活動を実行すること、ソフトウェア開発又はデータベース活動を実行すること、若しくは建物、機器、機械又はその他の有形資産を取得する又はリースすることを挙げています。

### ビジネス・プロセス

ビジネス・プロセスとは、1つ以上のビジネス機能を意味します。全てのビジネス機能がイノベーション活動の対象となり得ます。ビジネス・プロセスは、製品又はサービスの生産という中核的なビジネス機能、並びに支援機能（流通及び物流；マーケティング、販売及び販売後サービス；当該企業に対する情報・通信技術（ICT）サービス；運営及び管理機能；当該企業に対するエンジニアリング及び関連技術サービス；プロダクト開発及びビジネス・プロセス開発）を含みます。ビジネス・プロセスは、当該企業自体が顧客であるサービスであると考えられ、それは社内で提供されること又は外部供給源から調達されることもあり得ます。

(空白ページ)

## 調査の概要

### 調査の目的

全国イノベーション調査は、科学技術・イノベーション政策に関する OECD（経済協力開発機構）を中心とした国際的な協調のもと、企業のイノベーション活動の実態や動向を調査し、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

### 調査の根拠：統計調査

全国イノベーション調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいて実施される政府の統計調査です。単なるアンケート調査ではありません。

### 国内における政策上の背景並びに政策及び政策研究上での利用

我が国では、科学技術基本法（平成 7 年法律第 130 号）等に基づき、科学技術の振興により経済社会の発展等に寄与することがめざされています。2020 年 6 月に法律が改正され、2021 年 4 月より科学技術・イノベーション基本法と改称されるとともに、振興の範囲が拡大されて、科学技術・イノベーション創出の振興として推進されます。

また、従来より、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、科学技術・イノベーション創出の活性化を図るさまざまな施策等が実施されてきています。

そして、これらの法律において、民間事業者に対しても、大学等との積極的な連携や研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出等といった役割や、研究者等や新たな事業の創出を行う人材の適切な処遇の確保への期待が示されています。

以上のことを背景として、統計結果は、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に際して利用されるほか、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に資する政策研究や、国のイノベーション・システムをより良い機能させることをめざした政策研究における基盤的データとしても活用しています。

このように、全国的な政策を企画、立案、推進及び評価する上において重要な統計です。

### 国際的利用

我が国における企業部門のイノベーションの状況を示すものとして、国際的にも利用されています。

この調査からの結果は、企業部門におけるイノベーションの状況についての国際比較可能な指標における我が国のデータともなっています。これまでの調査結果に基づいた国際比較可能なイノベーション指標は、たとえば、OECD（経済協力開発機構）のサイト（英語のみ）からも利用可能となっています。

このように、国際機関により作成が求められている統計であり、かつ国際比較を行う上において重要な統計に該当するものです。

### 国内における民間等による利用

企業を対象とする統計調査であることから、各企業自体における企業戦略等に係る意思決定や、業界団体等における戦略策定等に利用されることが期待されます。

国のイノベーション・システムに関するより良い理解のための学術研究における基盤的データとしても利用されることが見込まれます。

このように、民間における意思決定や研究活動のためにも利用されると見込まれる統計です。

### 回答された情報・データの適正な管理

統計法に従って、調査は実施され、回答いただいた情報・データについても適用されます。回答いただいた情報・データについては適正な管理がなされて利用制限がなされるほか、これらの情報・データを扱う者には守秘義務等が課されます。

回答いただいた企業個別の情報がそのまま、企業名がわかる形で利用されることはありません。ありのままについて御記入ください。

## 調査対象

全国に所在する、以下の経済活動（産業）に分類されている従業者数 10 人以上を有する株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社が対象となります：

農業、林業；漁業；鉱業、採石業、砂利採取業；建設業；製造業；電気・ガス・熱供給・水道業；情報通信業；運輸業、郵便業；卸売業、小売業；金融業、保険業；不動産業、物品賃貸業；学術研究、専門・技術サービス業；宿泊業、飲食サービス業；生活関連サービス業、娯楽業；サービス業（他に分類されないもの）。

## 選定方法

総務省統計局が保有する経済統計の基盤（ビジネス・レジスター）として整備・運用されている「事業所母集団データベース」に基づき、公表されている法人に関する最新情報もさらに参照して選定しております。

国全体としての政府統計に係る負担の軽減に留意しつつ、統計の品質を確保する観点から、所定の調査方法論に基づき、経済活動（産業）別に細かく区分して対象を無作為に選定しており、一定規模以上の従業者数を有する会社についてはすべて、回答をお願いしております。

## 回答方法

調査票は郵送で配布し、回答はオンライン回答システムへの記入（インターネットによる回答）又は記入済みの調査票の郵便による返送によるものとしています。

オンライン回答の運用に際しては、全ての調査対象企業に対して専用の ID 及びパスワードを付与するなどしてセキュリティ対策を行っています。

## 一部業務の委託

民間事業者である株式会社サーベイリサーチセンターには、オンライン回答システムの運用を含む調査票の回収及び督促、回収した調査票に記入されたデータ入力等といった調査に係る一部の業務について委託しております。なお、当該民間事業者にも守秘義務が課されています。安心して御回答ください。

## 調査の沿革

全国イノベーション調査は、科学技術政策研究所（現 科学技術・学術政策研究所）が調査主体となり、2003 年に初めて実施されました。これ以降、2009 年、2013 年、2015 年、2018 年実施の調査を経て、今般の 2020 年調査に至っています。なお、2020 年調査からは、政策の推進を踏まえた国全体における状況をより適時に把握することができるようにするために、2 年周期での実施となっています。

調査方法論やイノベーションに関する定義等は、我が国からも専門家が参画して OECD と Eurostat（欧州委員会統計総局）により合同で策定されたイノベーションに関するデータの収集、報告及び利用のためのガイドライン『オスロ・マニュアル (Oslo Manual)』に準拠してきています。2020 年調査は、現行の『オスロ・マニュアル 2018 (Oslo Manual 2018)』に準拠しています。世界各国においても、同様にこの『オスロ・マニュアル』に基づく調査を実施しており、とくに、多くの国々からなる EU（欧州連合）加盟国等では、協調して「共同体イノベーション調査 (CIS: Community Innovation Survey)」として周期的（概ね 2 年ごと）に実施しています。そこで、国際比較可能な調査結果を得るために、共同体イノベーション調査における調査方法論及び基準調査票も踏まえて、我が国の全国イノベーション調査を設計しています。

## 統計調査結果の公表

「全国イノベーション調査」の結果は報告書として公表しており、科学技術・学術政策研究所の「全国イノベーション調査」のサイト (<https://www.nistep.go.jp/research/rd-and-innovation/national-innovation-survey>) からダウンロードすることができます。

統計表は、e-Stat のサイト (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400503>) を通じてファイルをダウンロードすることができます。

## 国際機関における調査結果の利用・公表

企業におけるイノベーションの状況に関する我が国に係るデータとして、国際機関である OECD において利用・公表されています。

イノベーション指標として、専用サイト (<https://www.oecd.org/innovation/inno/inno-stats.htm>) から他国とも比較可能なものとして利用可能です。

また、これに基づき、OECD、EU の欧州委員会、国際連合の一機関である UNESCO（ユネスコ）等による報告書等にも利用され公表されています。

## 調査実施主体

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 第 1 研究グループ

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号 中央合同庁舎第 7 号館東館 16 階

## FAQs ーよくある御質問とそれへの回答

### イノベーションに関する政府の唯一の統計調査です：類似の調査との違いに御留意を

全国イノベーション調査は、得られた結果を国際機関にも報告している我が国で唯一のイノベーションに関する政府統計です。2年周期で実施しています。

なお、近年、この「全国イノベーション調査」の設問に類似した内容を含むような民間事業者が実施する他のアンケート調査等が見受けられるようですが、この「全国イノベーション調査」の調査票又は調査についての案内（葉書）を受け取られた企業はすべて、政府統計であるということに鑑み、イノベーション実現の有無にかかわらず、この統計調査への御回答をお願いいたします。

### なぜ調査対象として選ばれているのですか？

我が国における企業の事業環境等及びそのもとでのイノベーション活動の実態や動向等をできるだけ確に把握するために、厳格に調査方法論を設定し、我が国全体として統計報告への回答に係る企業の御負担をできるだけ軽減させる措置を取った上で、今回の調査において調査対象として選定されています。

### なぜイノベーション活動の実行もイノベーションの実現もしていないのに回答が必要なのですか？

イノベーション活動実行の有無やイノベーション実現の有無を把握するためであるということは勿論です。しかし、それに加えて、経済全体としてみればイノベーション実現企業も非実現企業も相互に関わっており、国全体としてイノベーション創出を促進するという観点からは、企業全体に共通する事業環境等の状況も把握することが重要となります。そのため、イノベーション非実現企業による回答が、イノベーション実現企業とまったく同様に不可欠なものとなります。

### なぜ文部科学省の研究所（科学技術・学術政策研究所）が実施しているのですか？

全国イノベーション調査は、その第1回調査（2003年実施）より、文部科学省の科学技術・学術政策研究所（NISTEP: National Institute of Science and Technology Policy）が実施してきております。

イノベーションの主たる構成要素として科学技術が大きく関わっており、また、国全体としての科学技術とイノベーション創出の振興を図ろうとしているところ、文部科学省で「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」をつかさどり、その中で科学技術・学術政策研究所は「科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項を調査し、及び研究する」ことをつかさどることとされているからです。

このことにより、各企業における事業の内容と直接的に関係する省庁にはかかわらず、統計調査として、科学技術・学術政策研究所が、会社が存在するほぼすべての経済活動（産業）を対象に実施しています。

国の重要な統計調査ですので回答に御協力ください。

企業において新たな事業を進める上で必要となる条件の整備や新たな事業の創出を担う人材の育成・確保等に係る政策の推進、とりわけ科学技術・イノベーション創出の振興のための基盤的データとなるものですので、**本調査票を受け取られた企業はすべて**、本統計調査に御回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

回答は専用のオンライン回答システムからも可能です。また、オンライン回答システムでは、回答中に「途中保存」もできて、とても便利です。もちろん、紙の調査票に記入いただき、同封している封筒による郵送でも提出できます。

回答期限は **11月30日(月)** です。なお、新型コロナウイルス感染症感染防止に向けた対応等により在宅勤務（リモートワーク）が実施されており、回答に時間を要するようなこともあるかもしれません。その場合には、期限を超えても構いませんが、可能な範囲で速やかに御回答いただきますようお願いいたします。また、督促等に際して入れ違いが生じるかもしれませんが、その場合には御容赦ください。

調査票に御回答いただいた内容は、**統計法に従って適正に管理**され、秘密の保護には万全を期しています。また、統計法に定められた利用目的以外（例えば、徴税資料など）には、決して利用されません。

専用オンライン回答システム ログイン案内ページ

<https://www.nistep.go.jp/jnis2020>

御協力をお願いしている関係省庁・機関など

本調査の実施に際して「全国イノベーション調査アドバイザー検討会」を設置し、調査票や調査方法論について専門家や有識者の評価・助言などを得ています。

協力機関等：内閣府、文部科学省、経済産業省、一般社団法人日本経済団体連合会

その他ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

### お問合せ窓口（委託先）

株式会社サーベイリサーチセンター「全国イノベーション調査 2020 年調査」事務局

フリーダイヤル

電話： 0120-901-844

FAX： 03-6826-5060

電子メール：[jnis2020@surece.co.jp](mailto:jnis2020@surece.co.jp)

受付時間：10:00～17:30（土曜、日曜、国民の祝日、振替休日を除く）

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目13番5号 KDX 日本橋 313 ビル 5 階